



広井圭介さん
(下野田)

4Hクラブ(市農業青少年クラブ連
絡協議会 会員40人)会長。4月13日
に開催されたふるさとキャラバン(3
回目)「男のロマン女のフマン」の代
表(4Hクラブ主催)として頑張られ
た広井さん。企画から本番まで、相当
の苦勞があったようですが「本番が近
づくにつれクラブ員も燃え、さまざま
な方のご協力もあって、予定の1,000
枚の入場券を完売できました」とその
成功を喜んでいます。

「ふるさとキャラバンの活動を通し、
仲間意識の向上、異業種青年、市民と
のふれあいが持て、なによりもクラブ
員に自信が生まれました。また、農業
青年のことを少しでも理解していただ
けたのでは」といろんな面で成果が表
れているようです。

広井さんのお宅はシンビジウム栽培
農家。朝8時ごろから暗くなるまで
ハウスで花の手入れ。1日たっぷり働い
た後、4Hクラブの活動や、ボランテ
ィア活動に積極的に参加しています。

異業種青年交流、男女の交流(嫁不
足対策)などに取り組んでいくこと、
仲間をいつまでも大切に、明るいお
嫁さんと幸せな家庭をつくることなど、
これからの夢と決意を語ってくれまし
た。

南国市排水設備工事指定業者

業者名	電話
(有)野村工業	64-2507
(有)窪 浩 組	66-4649
(有)十市水道工務店	65-0724
(有)高坂水道工事	62-0757
池本土木(株)	63-2321
(株)光 テック	63-2438
(株)馬 内 土 建	63-3647
香南設備(株)	64-1001
(有)長岡工業	66-3524
ナリノオオカモト	63-3480
高短スラブ工事(有)	65-3436
田 中 建 興	63-2123
山下水工設	64-3305
(株)ニシトミ	63-3048

確認申請や融解等に際する手続
きなどをお願いします。【下水道課】

余暇の充実、体力づくり、
また、生涯スポーツの振興の
ため、今回から県民体育大会
を県民スポーツ
フェスティバル
と変更し、従来の
の競技種目に次の種目を加え
て実施します。

▼新種目リカヌー、ターゲット
トバードゴルフ、須崎スイム・
バラ、軟式野球、女子ソフト
ボール、バウンドテニス、ベ
タンク、サイクリング

▼参加資格は平成7年5月1
日(祝)その他の種目は7月31
日までに市民体育館(8803
498)へ

国体競技会場決まる
～南国市はサッカー、バドミントンなど～
平成十四年に高知県で開催
される、第五十七回国民体育
大会(高知国体)の競技別会
場市町村が五月二十五日、県
国体選考委員会より発表され
ました。

発表によると、県下五十三
市町村がすべて参加する競技
は、サッカー、バドミントンなど
配置、南国市での開催種目は、
秋季大会のサッカー、バスケ
ットボール、バドミントン、
ライフル射撃(CP)の四種
目に決まりました。

国体は、県内で開催するイ
ベントとしては過去最大のス
ケールで、二十一世紀をにら
んだ県民あげての行事です。
南国市でも国体開催に必要な
総合計画などを作成し、多様
なスポーツニーズに応えるこ
とにも、スポーツの振興、人
材育成に努めていきます。二
人ひとりみんなが主役」をス
ローガンに市民協働力体制で
平成十四年高知国体を成功さ
せるため準備を行います。

日から引き続き南国市に在住
し、住民登録を有する者
※申し込み、お問い合わせは
女子ソフトボー
ルが7月10日月
テニスが7月20
日(祝)まで市民体育館(8803
498)へ

んだ県民あげての行事です。
南国市でも国体開催に必要な
総合計画などを作成し、多様
なスポーツニーズに応えるこ
とにも、スポーツの振興、人
材育成に努めていきます。二
人ひとりみんなが主役」をス
ローガンに市民協働力体制で
平成十四年高知国体を成功さ
せるため準備を行います。



接続工事は指定業者で
下水道への接続工事(排水
設備工事)は、厳しい資格審
査に合格した者がしか工事で
できない「指定業者制度」です。
必ず左記の指定業者に申し込
んでください。指定業者はあ
なたに代わって、工事の計画
確認申請や融解等に際する手続
きなどをお願いします。【下水道課】

市政の動き

用途地域の新旧対照表

現行	改 正 後		
用途地域	用途規制	用途地域	用途規制
第1種住居専用地域	住宅のほかは、学校、公園等、計画性、30㎡以上の専用住宅等に限って建築可	第1種低層住居専用地域	現行の第1種住居専用地域と同一
第2種住居専用地域	工場、ボウリング場、パチンコ店、ホテル、500㎡超または3階以上の事務所、店舗等の建築を禁止	第2種低層住居専用地域	第1種低層住居専用地域に建てられず建築物のほか、150㎡以内の店舗等に限り建築可
住居地域	30㎡超の工場、大規模店舗、公園等を除く商業施設、公園等、公園等を除く商業施設、公園等、公園等を除く商業施設、公園等	第1種中高層住居専用地域	第2種低層住居専用地域に建てられず建築物のほか、150㎡以内の店舗等に限り建築可
近隣商業地域	商業施設に建てられない建築物のほか、公園、劇場、映画館、キャパレー、娯楽等多量等の建築を禁止	第2種中高層住居専用地域	現行の第2種住居専用地域に建てられない建築物のほか、一定の運動施設等の建築を禁止
商業地域	150㎡超の工場、大規模店舗、公園等を除く商業施設、公園等、公園等を除く商業施設、公園等	第1種住居地域	現行の住居地域に建てられない建築物のほか、パチンコ店、オラオキボックス、3,000㎡超の事務所、店舗等の建築を禁止
準工業地域	大規模店舗、公園等を除く商業施設、公園等、公園等を除く商業施設、公園等	第2種住居地域	現行の住居地域と同一
工業地域	ホテル、オホパレー、娯楽付多量等の建築を禁止	準住居地域	現行の住居地域に建てられない建築物のほか、木材の乾燥工場等の建築を禁止
工業専用地域	工業地に建てられない建築物のほか、住宅、店舗、娯楽館、ボウリング場、パチンコ店等の建築を禁止	近隣商業地域	現行の近隣商業地域に建てられない建築物のほか、娯楽付多量等の建築を禁止
		商業地域	現行の商業地域に建てられない建築物のほか、コンクリートの娯楽工場等の建築を禁止
		準工業地域	現行の準工業地域に建てられない建築物のほか、娯楽付多量等の建築を禁止
		工業地域	現行の工業地域に建てられない建築物のほか、娯楽付多量等の建築を禁止
		工業専用地域	現行の工業専用地域に建てられない建築物のほか、老人ホーム、一定の運動施設等の建築を禁止

秩序あるまちづくりを
市街化区域内の用途地域変更

都市計画法と建築基準法の一部が改正され、市街化区域内の用途地域制度が変わることになりました。

これは庄原市の保護、市街地形態の多様化への対応などを目的としたもので、平成八年六月までに住居系の用途地域がこれまでの三種類から七種類に細分化されます。
平成八年6月1日
見直されます

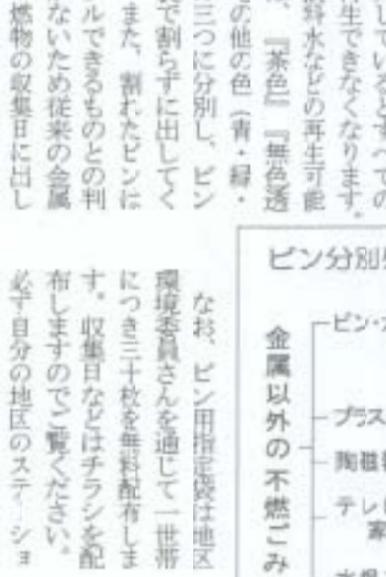
今回の都市計画法の改正では、法が施工された後三年以内(平成八年六月まで)に新しい用途地域を定めることが義務づけられていきます。
高知広域都市計画区域(高知市、南国市、土佐山田町、春野町、伊野町)で実施した基礎調査を基に、県などの協議を行い、平成七年度中には新用途地域の案を市民の皆さんにお知らせしてご意見をいただき、最終的に知事が決定します。
※お問い合わせは県都市計画課(8809848)または市都市計画課都市計画係(8802222)まで

下水 みんなの利用で環境浄化

左図青線り部分では、下水道接続可能になって三車が過ぎました。
ご存知の通り、下水道は皆さんの家庭での利用により効果を発揮し、水路、河川、海

をきれいにしていくものです。各家庭が環境浄化の意識を持って下水道を利用し、快適な生活環境をつくり、まちをきれいにしていきましょう。

ピン分別処理の流れ



九月から「ピンのリサイクルは色別にスタート」

いよいよ南国市でもピンのリサイクルが開始されますが、前月号でもお知らせしたように、ピンを色別に分別しておかないとリサイクルできません。また、「一口に「ピン」といってもいろいろな種類があり、耐熱ガラスや食器などに使われるクリスタルガラスはリサイクルできません。これはガラスの成分が違うため融解温度が異なるからで、これらが混入しているとすべてのピンが再生できなくなります。そこで飲料水などの再生可能なピンは、「茶色」「無色透明」「その他の色(青・緑・黒)」の三つに分別し、ピン用指定袋で割らずに出してください。また、割れたピンはリサイクルできるものとの判別がつかないため従来の金属以外の不燃物の収集目に出してください。(下図参照)

なお、ピン用指定袋は地区環境委員さんを通じて一世帯につき三十枚を無料配布します。収集日などはチラシを配布しますのでご覧ください。必ず自分の地区のステーションに出すようにしましょう。

投票所一覧表

地区	投票区	あなたの住んでいるところ	投票所
日章	第1	王子(北・中・南)、前永田、高見、高田、藤宮(北・南)、徳常、笠松(北・南)、北組(1・2)、中組(東・中・西)、南組	日章宮農生活改善センター
	第2	永田(北・南)、上野内、本村(北・南)、東町(東・西・駅前)、中町(1・2・3・4)、西町(1・2・3)、都築紡績	南国市農協立田出張所
	第3	下野内(北・南)、茨西(北・南)、新屋、土居、中須、開田、大学宿舎、日章寮、高専宿舎、切正寮、空港宿舎、合同宿舎	物部公民館
	第4	久枝(西1・2、中北、中南、東1・2・3)、下島(浜・里)	久枝公民館
大篠	第5	能開(東・西・北)、野田口、城陸、朝日町(北・南)、榎田町、稲吉(東・中・西)、西窪、新川	大篠小学校体育館
	第6	山崎、八木、田井、関、竹中、西野々、住吉野、伊達野、大楠団地、南海学園、白銀荘	竹中公民館
	第7	篠原(東・西・北)、南小籠南	篠原中央公民館
	第8	明見	明見公民館
稲生	第9	立石、千田木、土居谷、衣笠、丸山、井川、千屋崎	稲生地区公民館
	第10	中谷、林谷、西谷、小久保、菅ヶ谷、北地	小久保公民館
十市	第11	人形谷、糸木橋上、錦城、栗山、夏坪池、西坪池、礼場(1・2・3・4)、緑ヶ丘(1・2・3丁目)	高齢者多世代交流プラザ
	第12	剣尾、東組、国政、土居谷、西和	野口直治氏方倉庫
	第13	大小浜、八丁、阿戸、丸山	阿戸公民館
三和	第14	岡上、北組、中組、南組、寺山	片山公民館
	第15	上畑、宝屋、土居、立石、馬橋、野尻、小田村、山口団地	三和地区公民館
	第16	東場、中ノ丁、細工所、八松	中ノ丁公民館
	第17	中田、本村、岩坂(北・南)	浜改田公民館
前浜	第18	浜田	浜田公民館
	第19	西組、中組、寺家、久保、東組、浜窪	高木正平氏方倉庫
後免	第20	里組	下田村共同利用施設(下野崎)
	第21	東町、後免町(1・2・3・4丁目)	後免町公民館
長岡	第22	西山、南車山	西山公民館
	第23	北陣山、南三島、北三島	南三島公民館
	第24	上末松、下末松、上甘枝、古市、祈年	長岡東部公民館
	第25	一区、二区、三区(東・西)、中央団地、四区	南国市立第五集会所
	第26	五区、六区(東・西)、七区(東・西)	南国市立第一集会所
	第27	東崎東部、東崎西部、宇田、日吉町(1・2・3丁目)、駅前町(1・2・3・4丁目)	宇田公民館
国府	第28	西島、祈年団地、八区、小山団地、北小籠、南小籠、清風園、土佐希望の家	南国市立第四集会所
	第29	国分(北・南・中・西)、左右山(東・中・西)、国府寮、比江(上・下・東・城東)	国府小学校
久礼田	第30	植田(北・南・西)	植田公民館
	第31	久礼田(中ノ土居、石堂、中北、中南北、中南南、西北、西南、高石)	久礼田体育館
	第32	植野(東・中・西北・西南)、領石(北・中・南)	植野公民館
瓶岩	第33	矢崎、亀岩、外山、才谷	瓶岩幼稚園
	第34	成合、天行寺	成合天行寺公民館
上倉	第35	白木谷(一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)	白木谷地区公民館
	第36	(上・下)八京、丸山組	岡崎豊氏方倉庫
	第37	奈路(東・西・北)	奈路公民館
	第38	中谷、上倉	中谷公民館
岡豊	第39	桑ノ川、黒滝、大牧野、中ノ川	黒滝公民館
	第40	笠ノ川(東・西・南)、八幡(東・西・南)	八幡公民館
	第41	小蓮(東・西)、定林寺、滝本	定林寺公民館
	第42	蒲原、小蓮看護婦寮、蒲原医大宿舎、蒲原団地、蒲原住宅	蒲原公民館
野田	第43	中島(山島・町・沖)、常通寺島、江村、吉田、小籠、中島医大宿舎	中島消防屯所
	第44	上野田、下野田、西野田、西野田町(1・2・3・4丁目)	野田地区公民館
岩村	第45	包末、(東・西)金地	包末公民館
	第46	福船、堀ノ内	岩村地区公民館

市政の動き

われわれの未来を決める「」の選挙

七月二十三日は参議院議員選挙の投票日

任期満了に伴う第十七回参議院議員通常選挙の投票が、七月二十三日に行われます。投票の受け付けは午前七時から午後六時まで(成合、天行寺、中谷、上倉、桑ノ川、黒滝、大改野、中ノ川は午後四時まで)です。あなただけの一票を大切に。

投票できるのは

現在住んでいる場所での投票は、次の皆さんです。

○昭和五十年七月二十四日までに生まれ、引き続き住んでいる方

○平成七年四月五日までに南国市に入籍をし、引き続き住んでいる方

※今年七月一日以降に市内で住所を変わり、転居届を出された方は、前の住所の投票所へ行ってください。

投票所入場券を忘れずに

各世帯に投票所入場券を配布します。投票日には、投票所入場券を持って、別表の投票所へ行ってください。不在者投票の場合も投票所入場券を持参してください。

転出入をした方は

○平成七年三月二十三日以降に南国市から他の市町村へ転出し、転出先の選挙人名簿に登録されていない方は、南国市で投票や不在者投票ができません。

○七月五日現在で選挙時登録を行っていないので、平成七年四月六日以後に南国市に転入届を出した方は南国市では投票できませんが、前の住所地で投票や不在者投票ができます。

不在者投票

投票日に次のような理由で投票所に行けない方は、七月六日から七月二十二日までの間に不在者投票ができます。不在者投票は、八時三十分から五時

まで選挙管理委員会(市役所四階)で受け付けていますので、印鑑を持っておいでください。

○投票区以外で仕事をしている場合

○やむを得ない用事や事故で市外に旅行または滞在している場合

○病気、けが、妊娠、身体の障害、産褥のため、歩くのが難しい場合

○監獄、少年院、婦人補導院などに収容、養老院、老人ホームなどに入所されている場合

※病院や老人ホームなどの場合は、一部投票できる場所もありますので、それぞれの病院などでお尋ねください。

郵便によって投票できます

次の方のうち、本人が申請し、選挙管理委員会が郵便投票証明書を交付し

た方に、郵便で投票ができます。七月十九日午後五時までに、選挙管理委員会にある請求書に郵便投票証明書を添えて、選挙管理委員会に投票用紙などの交付を申請してください。

公示日以前でも請求できます。郵便事情などで遅れる場合もありますので、できるだけ早く請求してください。

○身体障害者手帳に、両下肢または体幹の障害が二級から三級、心臓、腎臓、呼吸器の障害が一級から三級までの記載のある方

○戦傷病者手帳に、両下肢または体幹の障害が特別項症から第二項症、心臓、腎臓、呼吸器の障害が特別項症から第三項症までの記載のある方

※郵便投票証明書の有効期限は、交付日から四年間です。有効期限が切れる方は、請求書に身体障害者手帳や戦傷病者手帳などを添えて請求することができます。

代理投票

身体障害者や字が書けない方も、投票日に投票所に行けば、補助者に代理記載をしてもらうという方法で投票できます。不在者投票の場合も代理投票ができます。

※選挙についてのお問い合わせは、南国市選挙管理委員会(谷市役所内線441)まで



若者が集う場所
勤労青少年ホーム

勤労青少年ホームは市内に住んでいるか、または市内に勤務する十六歳から三十歳までの勤労者が、教養を身につけたり、趣味を生かしたサークル活動などを行うのを支援し、多くの若者に余暇活動の場を提供することを目的に設置されました。

現在、宮城県内には二十四の市と町に設置されていて、岩沼市のホームは二十周年を迎えました。

講座や教室は平日の午後七時からで、ゴルフ、ニアロビクス、テニス、陶芸、茶道、英会話など幅広く十七種類が開催されています。年間千五百円の登録料を払うだけでいくつでも受講できるので、昨年は延べ三千五百人が利用しました。

余暇を楽しむ、新しい出会いを見つけるなどその理由はさまざまですが、利用者は着実に増えています。